

石巻市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表
【令和5年4月1日改正】

改 正				現 行							
○石巻市都市公園条例				○石巻市都市公園条例							
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）							
2 都市公園を占有する場合の使用料				2 都市公園を占有する場合の使用料							
	区分	単位	金額		区分	単位	金額				
電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,500円	電柱、電話柱その他これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,500円				
	第2種電柱		1,500円		第2種電柱		1,500円				
	第3種電柱		1,500円		第3種電柱		1,500円				
	第1種電話柱		1,500円		第1種電話柱		1,500円				
	第2種電話柱		1,500円		第2種電話柱		1,500円				
	第3種電話柱		1,500円		第3種電話柱		1,500円				
	その他の柱類		1,500円		その他の柱類		1,500円				
	電線類その他これらに類するもの		上空に設けるもの		長さ1メートル1年につき		4円	電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	4円
地下に設けるもの		3円	地下に設けるもの	2円							
鉄塔		1平方メートル1年につき	880円	鉄塔		1平方メートル1年につき	880円				
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	18円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	16円				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円				
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		260円		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		230円				
	外径が1.0メートル以上		510円		外径が1.0メートル以上		450円				
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物				1平方メートル1日につき		9円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	10円
標識		1本1年につき	680円	標識		1本1年につき	610円				
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場		1平方メートル1月につき	87円	工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場		1平方メートル1月につき	96円				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500円				
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	360円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	320円				
その他		市長がその都度定める。		その他		市長がその都度定める。					